

北九州空港跡地における暫定活用について

北九州空港跡地につきましては、処分を行うまでの間の暫定活用策として管理に支障のない範囲で、有償により一時的に貸付（一時貸付）することとします。

利用要望がある場合には、物件の情報・手続き等についてご案内しますので、大阪航空局にお問い合わせ下さい。

一時貸付に当たっての利用用途の制限等は次のとおりです。

1. 一時貸付の要望を受け付ける国有財産

一時貸付の対象となる財産は、下記のとおりとします。

2. 利用用途の制限

利用用途は、臨時駐車場や資材置場、一時的な催し会場など暫定的かつ周囲に悪影響を与えないものに限ります。従って、次の項目の一に該当する場合は利用できません。

なお、これらの他にも、利用用途が制限される場合がありますので、大阪航空局にお問い合わせ下さい。

(1) 建物などの堅固な基礎を要するものの敷地として利用する場合

(2) 廃棄等を目的とする産業廃棄物・砂利・石・砂・残土等の置場として利用する場合

(3) 振動・騒音・悪臭の著しいもの等、近隣住民の迷惑となるような用途に供する場合

(4) 風俗営業、性風俗関連特殊営業、暴力団の事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものなどの用途に供する場合

3. 利用できる期間（貸付期間）

貸付期間は、概ね4ヶ月といたします。

なお、貸付期間は、処分時期等により異なりますので、詳細については、大阪航空局へお問い合わせ下さい。

4. 返還時の原状回復

財産を返還するときは、利用期間の終了時まで、（又は国が必要として一時貸付した財産の返還を求めたときは、国が指定する期日までに）原状回復のうえ返還していただきます。

5. 利用者の決定

一時貸付要望があった場合は、原則として会計法令に基づき一般競争入札により利用者を決定します。

6. 問い合わせ先

○国土交通省大阪航空局

総務部管財調達課管財第2係

電話06-6949-6211（内線5073）

記

一時貸付を受付ける物件

所在地	地目	面積	要望受付期間	備考
福岡県北九州市小倉 南区曾根	雑種地	127,102.86 m ²	随時	別図のとおり。 場所により土地付 帯の舗装を含む

注) 掲載後の物件調査により、面積が変更となる場合があります。